

## エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部改正案の概要 (輸送事業者に係る部分)

### 1. 背景

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第93号)が平成18年4月1日から施行され、一定規模以上の輸送事業者(特定輸送事業者)、一定規模以上の荷主(特定荷主)に対し、省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告の義務付け等の輸送に係る措置が新たに導入されます。

今般、法施行に必要な事項を定めるため、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正し、輸送事業者に係る措置として、特定輸送事業者の範囲や報告に係る事項等について、次のとおり定めることを予定しております。

なお、本法で規定される輸送事業者には、貨物自動車運送事業法といった個別の事業法に基づく許認可を受けた貨物輸送事業者、旅客輸送事業者だけでなく、自家物流を行っている者も含まれます。

### 2. 特定輸送事業者の範囲

次表に掲げる基準以上の輸送能力を有する者(輸送機関毎)を特定輸送事業者とします。該当する輸送事業者は、省エネルギー計画の策定やエネルギー使用量の報告等が義務付けられることになります。

輸送機関	基準	貨物	旅客	
鉄道	車両数	300両	300両	
自動車	台数	200台	バス	200台
			タクシー	350台
海運	総船腹量	2万総トン	2万総トン	
航空	総最大離陸重量	9000トン		

### 3. 報告及び立入検査

(1) 国土交通大臣は、輸送事業者に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、輸送能力の状況及び見込み、輸送の事業の状況及び見込みについて報告させることができることとします。

- (2) 国土交通大臣は、その職員に、輸送事業者の事務所等の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及び帳簿その他の関係書類を検査させることができることとします。
- (3) 国土交通大臣は、特定輸送事業者に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況、輸送用機械器具の状況、輸送の事業の状況、エネルギーの使用の合理化に関する器具の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項に関し報告させることができることとします。
- (4) 国土交通大臣は、その職員に、特定輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びエネルギーの使用の合理化に関する器具、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができることとします。